

「令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム 検討業務委託」提案書作成要領

本業務における技術提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム検討業務委託

2 業務の内容

別紙「令和4年度業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は6,500千円（税込）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次にあげる条件をすべて満たす者となります。

- (1) 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）及び令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）において、次の条件をすべて満たすこと。ただし、提案者が上記に掲げる一般競争入札有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた種目および細目において現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了している場合は、この限りではない。
 - ア 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）において、種目「905：建設コンサルタント等の業務」を順位1位で登録しており、細目「A：建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」及び「B：建設コンサルタント・PFI」を登録していること。
 - イ 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）において、種目「320：各種調査企画」を順位1位で登録しており、細目「A：市場・世論調査」及び「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を登録していること。
- (2) 公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務を元請けとしての受注実績があること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正令和3年4月1日）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

4 参加表明手続（参加意向申出書の提出）

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出をしてください。

(1) 提出期限

令和4年10月6日（木）午前12時（正午）まで（必着）

(2) 提出先

横浜市都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室 上瀬谷整備推進部

上瀬谷交通整備課 担当 永井、細谷、飯村、居山

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4607

提出方法：郵送もしくは持参にて提出してください。

・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、市役所開庁日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時の間に提出してください。

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 委託業務経歴書（様式3）

※TECRISの完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等、業務実績を証明する書類を添付資料としてください。

エ 秘密保持誓約書（様式4）

5 参加資格確認結果の通知

(1) 参加意向申出者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、参加資格確認結果通知書（別紙1）を令和4年10月11日（火）に、Eメールにて通知します。参加資格を有することが確認できた場合には、あわせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）をEメールにて送信します。

(2) 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により、その理由についての説明を求めることができます。なお、書面は、本市が参加資格確認結果通知書を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに、参加意向申出書提出先まで提出してください。

(3) 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書の提出

参加資格が認められた事業者は、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式5）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、参加資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和4年10月17日（月）午前12時（正午）まで（必着）

(2) 提出先

横浜市都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室 上瀬谷整備推進部

上瀬谷交通整備課 担当 永井、細谷、飯村、居山

Eメール：tb-kamiseyakotsu@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

Eメールでの提出をお願いします。(ただし、着信確認を必ず行ってください。)

(4) 提出書類

質問書(様式5)

(5) 回答送付日・回答送付方法

令和4年10月21日(金) Eメールによる。※質問なしの場合は送信なし

7 参考資料の貸与について

参加資格が認められた事業者へは、提案書等作成のため、参考資料を貸与します。

(1) 資料の取り扱いについて

貸与した資料は、提案書等の提出に合わせて返却してください。また、必要に応じて資料を複写したときは、それらを含めて返却してください。なお、資料は「秘密保持誓約書」に基づき取り扱うこととします。

(2) 貸与方法

貸与には「秘密保持誓約書(様式4)」を参加表明手続と併せて提出していただくことを前提条件とし、その他については別途調整します。

8 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式(様式6から様式15)に基づき作成してください。

- 提案書(様式6)
- 企業(団体)の概要及び業務実績(様式7)
- 業務実施体制(様式8)
- 予定技術者の経歴等(様式9)
- 予定技術者の業務実績(様式10)
- 業務及び工程計画(様式11)
- 業務の実施方針等(新たな交通の導入・運営に関する考察)(様式12)
- 業務の実施方針等(事業者へのヒアリング)(様式13)
- ワークライフバランス等、企業としての取組(様式14)
- 提案書の開示に係る意向申出書(様式15)
- 参考見積書(様式自由、人工を明記)

(2) 企業(団体)、予定技術者の業務実績について

ア 企業の業務実績

記載する実績は、平成24年度以降に完了した業務で、公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザリー業務のうち、応募者が本業務と類似する実績と判断するものであれば記載できるものとします。元請けとしての受注実績を対象とし、再委託による業務の実績は認めません。最新の実績を優先してください。

※TECRISの完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等の業務実績を証明する書類を添付資料としてください。

イ 予定技術者の業務実績

予定技術者の実績は、平成24年度以降に完了した業務で、公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザリー業務のうち、応募者が本業務と類似する実績と判断するものとします。元請けとしての受注実績を対象とし、再委託による業務の実績は認めません。

管理技術者及び主たる担当技術者に当該実績がない場合は原則欠格となり、特定

しません。

記載する実績は、最新の実績を優先してください。

※TECRIS の完了登録業務カルテ受領書、その業務カルテ等、業務実績を証明する書類を添付資料としてください。

(3) 提案書の作成にあたっては、次の項目に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

ただし、様式 11 は表やフローチャート、様式 12 は自由様式、様式 13 は文書を補完するイラストの使用は可能です。

イ 文字の大きさは、注記等を除き原則 11 ポイント以上の大きさとしてください。

ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見やすさに配慮してください。

エ 提案書の様式は拡大・縮小等の変更をしないでください。

9 提案書の提出

(1) 提出部数

紙：9部 電子データ：一式（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

(2) 提出期限

令和4年10月31日（月）午前12時（正午）まで（必着）

(3) 提出先

横浜市都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室 上瀬谷整備推進部

上瀬谷交通整備課 担当 永井、細谷、飯村、居山

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4607

(4) 提出方法

提出方法：郵送もしくは持参にて提出してください。

・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、市役所開庁日の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時の間に提出してください。

(5) その他

所定の様式以外の書類については受理しません。

10 評価基準

提案書評価基準のとおり

11 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日

令和4年11月14日（月）（予定）

(2) 実施場所

場所・時間等詳細は、後日通知します。

(3) 出席者

管理技術者、主たる担当技術者を含む3名以下としてください。

(4) 実施方法

○ 提案書について口頭で説明を求めます。

○ プレゼンテーションは管理技術者または主たる担当技術者が行ってください。

○ ヒアリング時の資料は提案書を使用し、資料の変更・追加は認めません。

12 審査委員会

- (1) 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。
- (2) 評価委員会は非公表とします。

名称	都市整備局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム検討業務委託評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	都市整備局 副局長 総務課長 企画課長 都市交通課長 都心再生課長 横浜駅・みなとみらい推進課長 地域まちづくり課長 防災まちづくり推進課長 市街地整備調整課長 経理係長	・都市整備局総務課長 ・都市整備局企画課長 ・都市整備局都市交通課長 ・政策局共創推進室共創推進課担当課長 ・道路局企画課担当課長 ・都市整備局上瀬谷交通整備課長

13 評価結果の通知

- (1) 提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を令和4年12月下旬ごろに書面により通知します。
- (2) 特定に至らなかった旨の通知を受けたヒアリング参加者は、書面により、その理由についての説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が結果通知書を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに、提案書提出先まで提出してください。

- (3) 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

14 留意事項

- (1) 提案書の作成、提出及びヒアリング等に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
 - ク ヒアリングに出席しなかった者
- (3) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) プロポーザルの取扱い

ア 提出された提案書等は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとしします。

イ 提出された提案書等は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ 提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ 提案書等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる必要があります。

カ 提出された書類一式は返却しません。

キ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本市と協議を重ねながら行いますので、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(6) その他

ア 提案書等に記載した内容を変更することはできません。

イ 提案書等に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

ウ プロポーザル実施のために本市が作成した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできません。

エ 提案書等の提出は、1者につき1案のみとします。

オ 特定された提案書等を提出した応募者とは、後日、特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

カ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとしします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

キ 提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに本市に連絡するとともに、書面にて申し出てください。

(別紙1)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市都市整備局長 堀田 和宏

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム
検討業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに都市整備局上瀬谷
整備・国際園芸博覧会推進室 上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課へ、その旨を記載し
た書面を提出してください。

連絡担当者

所 属 都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博
覧会推進室 上瀬谷整備推進部
上瀬谷交通整備課

担 当 永井、細谷、飯村、居山

電 話 045-671-4607

F A X 045-550-4106

E-mail tb-kamiseyakotsu@city.yokohama.jp

(別紙2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市都市整備局長 堀田 和宏

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム
検討業務委託

提出書類

- 1 提案書（提出期限：令和4年10月31日（月）午前12時（正午）まで（必着））
 - (1) 様式6 提案書
 - (2) 様式7 企業（団体）の概要及び業務実績
 - (3) 様式8 業務実施体制
 - (4) 様式9 予定技術者の経歴等
 - (5) 様式10 予定技術者の業務実績
 - (6) 様式11 業務及び工程計画
 - (7) 様式12～13 業務の実施方針等
 - (8) 様式14 ワークライフバランス等、企業としての取組
 - (9) 様式15 提案書の開示に係る意向申出書
- 2 その他関係書類
 - (1) 参考見積書（様式自由）
 - (2) 添付資料（予定技術者の資格、業務実績を証明する書類）

提案書の作成に必要な資料（提案書作成要領、様式、業務説明資料等）は、横浜市ホームページよりダウンロードできます。

連絡担当者

所 属 都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博
覧会推進室 上瀬谷整備推進部
上瀬谷交通整備課
担 当 永井、細谷、飯村、居山
電 話 045-671-4607
F A X 045-550-4106
E-mail tb-kamiseyakotsu@city.yokohama.jp

(別紙3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市都市整備局長 堀田 和宏

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム
検討業務委託

結果①：最適であると特定しました。
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。
理由：××のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博推進室上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所 属 都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博
覧会推進室 上瀬谷整備推進部
上瀬谷交通整備課

担 当 永井、細谷、飯村、居山

電 話 045-671-4607

F A X 045-550-4106

E-mail tb-kamiseyakotsu@city.yokohama.jp